

おとわ消費者被害・特殊詐欺速報 Vol. 1

「どんなものでも買い取ります！」という勧誘にだまされて、
訪問買い取りを了承した結果・・・

貴金属の買い取りなど**強引な訪問購入**

でのトラブルが増えています！

「不用品を買い取る」という電話だったのに、「貴金属はないか」
「査定だけでも」と長時間居座られ、売るつもりのない貴金属
まで強引に買い取られてしまった・・・。



消費者へのアドバイス

- 訪問購入をしようとする業者が、突然訪問して勧誘することは**禁止**されています。このような禁止行為を行う購入業者を、**家に入れないように**しましょう。
- 前もって電話などで訪問を約束した場合でも、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。

貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう！

- 訪問購入は、条件を満たせば**クーリング・オフ**ができます。困った時は**消費生活総合センター**などにご相談ください。

不審に思ったときは、

警察や消費生活総合センターへすぐに相談を！！

消費者ホットライン・・・・・・ ☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内)・・ ☎366-1319

高齢サポート・音羽(京都市音羽地域包括支援センター)

☎075(595)8139 FAX075(593)4139

